

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	辻 陽
論文題目	戦後日本地方政治史論—二元代表制の立体的分析		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、第二次世界大戦直後から現代に至るまでの日本の地方政治のあり方を追跡し、その基本的特徴を明らかにする作業を通じて、国政政党が地方レベルでどの程度の影響力を持ち、かつ政策的目的を達成できたかを検討するものである。</p> <p>以下、論文の構成順にその内容をまとめておく。</p> <p>第Ⅰ部第1章では、本論文の位置づけについて説明している。日本の地方政治研究は近年盛んになっているが、その多くの関心はアクターを取り巻く政治「制度」に向けられていた。本論文では、日本の地方政治を理解するためには、地方「制度」のもたらす効果だけでなく、地方における「政治」的文脈がどのように地方政治過程に反映されてきたかを叙述する必要があることを主張した。そして、戦後の全都道府県を対象に、地方政治過程を網羅的に分析するところに本論文の特徴があることを示した。</p> <p>第Ⅱ部では、まず戦後地方政治を知事側から検討した。知事選挙における国政諸政党の動向が分析の焦点である。時期ごとに特徴を確認した第2章では、地方政治の対立軸の一つである「保守」と「革新」の対立が、55年体制期に明瞭に現れるようになったものの、1970年代中盤以降に保革「相乗り」選挙が展開されることで希薄化したこと、そして1990年代中盤に始まる政界再編期には、国政レベルで誕生し勢力を得た新進党や民主党などの新党が、知事選挙で存在感を示せなかったことを示した。都道府県ごとに知事選挙の趨勢を見た第3章では、55年体制下の主要国政野党である社会党が強い基盤をもって知事選を戦った県に限られたこと、そして政界再編期には多くの県で自民党も含めて国政政党本部が知事選で推薦・支持することが減り、政党そのものの影が薄くなったことを指摘した。</p> <p>第Ⅲ部は、議会側からの分析である。都道府県議会の会派構成に着目し、第4章で各県ごとの会派構成の変化を示した。そこから確認されたのは、第一に1955年以前には国政政党と地方会派には不整合が広く見られたこと、第二に国政で1955年体制が定着すると、ほぼすべての県で国政政党名を冠した会派が形成され、これら会派を中心とした議会運営がなされたこと、第三に、政界再編期においては、この時期に国政レベルで結成された新党系会派がつかられない県議会が多数見られたことである。時期ごとの特徴を見た第5章の分析からも、ほぼ同様の知見が得られる。</p> <p>第Ⅳ部では、知事と都道府県議会の関係について論じた。第6章では、日本における首長—議会関係について、比較政治学における大統領制比較を視座として導入して検討した。そして、首長が議会に対して有する「制度的権力」の観点からは首長優位の制度設計になっているが、議会における首長与党率がどの程度かによって示される「政治的権力」のあり方にも注目する必要があると主張した。そのうえで、第7章では計量分析を行い、知事与党の議席率が5割を超えている議会では知事提出議案が無</p>			

修正可決されやすいこと、そして知事が官僚出身であったり副知事経験を有する場合にも同様の傾向が確認されることを明らかにした。各県ごとに議会過程を見た第8章での検討からは、第一に、55年体制期において、保革のイデオロギー的対立軸が知事と議会の対決という形で議会過程に現れたことが確認された。知事提出議案原案は、イデオロギー対立が激しい場合には、知事与党会派までもが反対して否決もしくは修正可決されることがあった。第二に、政界再編期においては、新党など国政野党ではなく、いわゆる改革派知事が新しい政治行政手法を持ち込み、「財政再建」を全面的に押し進める議案を提出することで、「歳出拡大」を目指す議会と対決したことが明らかになった。この場合にも、知事提出議案の否決や修正可決がしばしば見られた。ただし、そこに存在する対立軸はもはやイデオロギー的なものではなく、次々に登場した新党を含め、国政政党の存在感は低下した。自民党が推薦した知事が在職し同党が議席の過半数を押さえる県議会では、55年体制期と同様の議会過程が確認されたものの、改革派知事など主として非自民知事を迎えた県においては、国政政党名を冠しない新たな会派が誕生し、知事との関係によって議会過程が規定されることとなったのである。

本論文の締め括りに当たる第V部第9章では、本書全体の議論を振り返りつつ、1993年に始まる政界再編期になると、55年体制下ではほぼすべての都道府県に見られた国政の政党間関係を引き写した政党間対立が見られなくなる傾向が強まり、知事と議会内会派との関係に政治過程が規定される傾向が強まったことを改めて指摘し、近年では国政と地方政治との乖離が進んでいると結論づけた。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

日本の地方政治に関する研究は、最近の約10年の間に大きく進展した。その際には、地方の政治制度が首長と議会の両方を別個に公選する二元代表制であることに注目し、二元代表制を大統領制と同じ、あるいは近似したものと見なして、アメリカ政治や比較政治における大統領制研究の成果を取り入れることが多い。

本論文もまた、このような研究動向に立脚した成果の一つである。著者である辻氏は、都道府県レベルにおける二元代表制の動態に焦点を合わせ、そこでの政党間関係と知事・議会間関係の両面から分析を進めている。第二次世界大戦後の各都道府県政治において、これら二つの関係がどのように展開されてきたのかを示すことが、本論文の大きな関心事である。

この点を解明するために、現行の地方制度になった1947年から2013年までの長期間にわたる包括的な分析と、かつ全都道府県の個別的な検討を伴った網羅的な分析を行う。こうした包括性と網羅性こそ先行する諸研究との決定的な違いであり、本論文を最も特徴づける点だといえよう。

そして、これらの特徴を活かして、本論文は従来の研究にはない知見を得ることに成功している。すなわち、1955年以前には国政レベルの政党間関係が必ずしも地方政治に反映されていない例が全国に見られたことや、近年の地方政治における国政政党の存在感の低下が大阪府など限定的かつ逸脱的な事例においてのみ生じているわけではないと示されたことは、大きな成果である。

地方政治における国政政党の存在感低下など知見の一部は、多くの研究者が既に直観的には認識し、部分的には検討を加えていたかもしれない。だが、それを豊富なデータから示し、後続の研究を促しうる体系的で学術的な知見へと昇華させたところに、本論文の真骨頂がある。

その半面、政党間あるいは知事・議会間の協調や対立がなぜ生じるのかについては、本論文では十分に説得的な見解を提示できていない。辻氏はこの点について、協調や対立の背景にはイデオロギー的関係があるとし、それを「政治」と総称する。だが実際に見出されるのはイデオロギー的な協調や対立に限られてはおらず、「政治」の内実はやや曖昧にとどまる。

とはいえ、このような弱点は、本論文が対象とする地方政治の研究がなお初期段階にあることを考えればやむを得ないともいえる。戦後日本の地方政治の展開を包括的かつ網羅的に論じた本論文には、弱点を補って余りある新規性があり、政治学の発展に大きな貢献をなすものだというべきであろう。

以上から、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと評価できる。

また、平成28年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。